

魚沼市立中学校部活動の 地域移行推進計画

令和5年12月

魚沼市教育委員会

魚沼市地域クラブ活動推進委員会

魚沼市立中学校部活動の地域移行推進計画 (令和5年版)の策定にあたって

中学校の部活動は、生徒がスポーツや文化芸術に親しむ貴重な機会であり、生徒の社会性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を果たしてきました。

しかし、少子化が進行し、各学校での部活動設置数が限られ、団体スポーツなどでは他校との合同チームを編成するケースも出てきています。また、活動経験のない教員にとって大きな負担であったり、教員の時間外勤務を増やす要因にもなったりしており、課題も指摘されてきました。

さらには、働き方改革の議論の中では、部活動は「必ずしも教員が担う必要のない業務」に位置づけられ、部活動改革の議論の中では、令和5年度からの3年間で部活動を地域クラブ活動に移行するよう提言されました。

このような流れを受け、魚沼市教育委員会では昨年10月に策定した部活動地域移行推進計画「地域部活動による部活動改革」をこの度、「魚沼市立中学校の部活動地域移行推進計画」として改定しました。

学校をはじめとして、スポーツ協会、スポーツ少年団、文化協会、総合型スポーツクラブ、PTA等の関係者の皆様、さらには保護者や市民の皆様からこの推進計画を共有いただき、中学生にとって興味や関心に応じてスポーツや文化活動に打ち込むことができ、教員が本来の教育活動に専念できる環境づくりのために、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

令和5年12月

魚沼市教育委員会 教育長

樋口 健一

1 魚沼市の部活動地域移行の方針について

(1) 目指す姿

- 生徒の多様な個性、興味、関心を受け止め、地域と学校の連携の下、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる体制を整備し、生徒が地域社会の中で自己実現を図ることができる環境づくりを進める。

(2) 方針

- 平日、休日が一体となった部活動の地域移行を進め、可能な種目については、令和6年度から地域移行を行い、令和7年度からの地域移行完全実施を目指す。

(3) 方針策定の理由

令和元年からの4年間で市内の中学生は約150人減少した。それに伴い、学級数、教諭数も減少となり、部活動数は51から46となった。人口統計等をもとにした推計では今後も中学生数は減少するため、市内の中学校では部活動数をさらに減らさざるを得ないことが予想される。また、今年10月に行われた新人大会では、市内5校中4校が合同チームで参加している。部活動が存続していても単独では参加できない状況がある。今後、市内の教諭数は毎年2人から3人ずつ減っていく見込みである。各中学校では、各種目の専門教員がほとんどいない中で、活動が勤務時間外に及ぶことが多い部活動顧問の配置に苦慮している。

下表のように、今後5年間で部活動数を大幅に減らさざるを得ない。子どもたちの多様な活動環境を維持するためには、学校の枠を超えた取り組みが必要である。休日だけでなく平日の活動を円滑に行うためにも、平日、休日一体となった地域移行は急務である。

令和	元年	5年	10年	15年
中学生数	943	796	約700弱	約600弱
学級数	42	38	約30	約30弱
教諭数	75	69	約50	約50弱
部活動数	51	46		

※ 令和10年、15年の数値は、人口統計等をもとにした見込み

(4) 方針実現のための方策

① 市教育委員会による全体調整の実施

他自治体では、スポーツ協会や総合型スポーツクラブが地域移行の受け皿となっ

て進めている例がある。本市のスポーツ協会及び総合型スポーツクラブでは現状の組織、事業内容、人的体制等の面で、地域移行を担うことは困難である。そこで、当面、市教育委員会内に「地域クラブ活動運営事務局」を置いて地域移行を担う総括コーディネーターを配置し、スポーツ協会、総合型スポーツクラブ、文化協会等と連携しながら地域移行を進める。

② 社会教育団体、総合型スポーツクラブ等との連携

地域移行を進めるにあたっては、スポーツ協会及び文化協会に加盟している社会教育団体（スポーツ団体、スポーツ少年団、文化団体）との連携により、受け皿となる地域クラブの設置を進める。また、スポーツ種目における指導者研修や各種事業における支援を受けるため、市内の総合型スポーツクラブとも連携する。

③ 地域クラブ活動推進委員会の設置

関係者の共通理解を図りながら、関係各所が連携して地域移行を進められるよう、関連団体等の代表を構成員とする地域クラブ活動推進委員会を設置し、定期的に協議を進める。

(5) 地域クラブ活動の類型と市からの主な支援内容

地域クラブ活動は、概ね以下の類型を基本とし、上位の類型を優先して組織化を進める。類型に応じて、市からの支援を行う。

① 現在学校に設置されている部活動を移行する地域クラブ〔部活動移行型〕

【市からの主な支援内容】

- ・ 参加生徒及び指導者等の保険料（市指定の保険）
- ・ 指導者等の謝金の一部補助
- ・ 運営に必要な事務用消耗品
- ・ 遠征費の一部補助
- ・ 市有施設の使用料減免
- ・ 小学生向けの中学校入学説明会等でパンフレットに記載し紹介
- ・ 市のホームページや広報誌等で紹介

※ 国、県の補助を活用して行う事業及のため、活動に必要な経費のほかに受益者負担として「地域クラブ活動運営協力金」を月1,000円程度徴収します。国、県の補助事業が終了した後の経費負担については、今後検討します。

② ①〔部活動移行型〕以外で、スポーツ協会、スポーツ少年団、文化協会に加盟して、継続して市内中学生を受け入れて活動する団体のうち地域クラブとな

ることを希望する営利を目的としない団体〔協会連携型〕

【市からの主な支援内容】

- ・ 市有施設の使用料減免
- ・ 小学生向けの中学校入学説明会等でパンフレットに記載し紹介
- ・ 市のホームページや広報誌等で紹介

※ 経費や物品の支援については今後検討を行います。

③ ①〔部活動移行型〕、②〔協会連携型〕以外で、中学生が活動するために新たに設立され地域クラブとなることを希望する営利を目的としない団体〔新規認定型〕

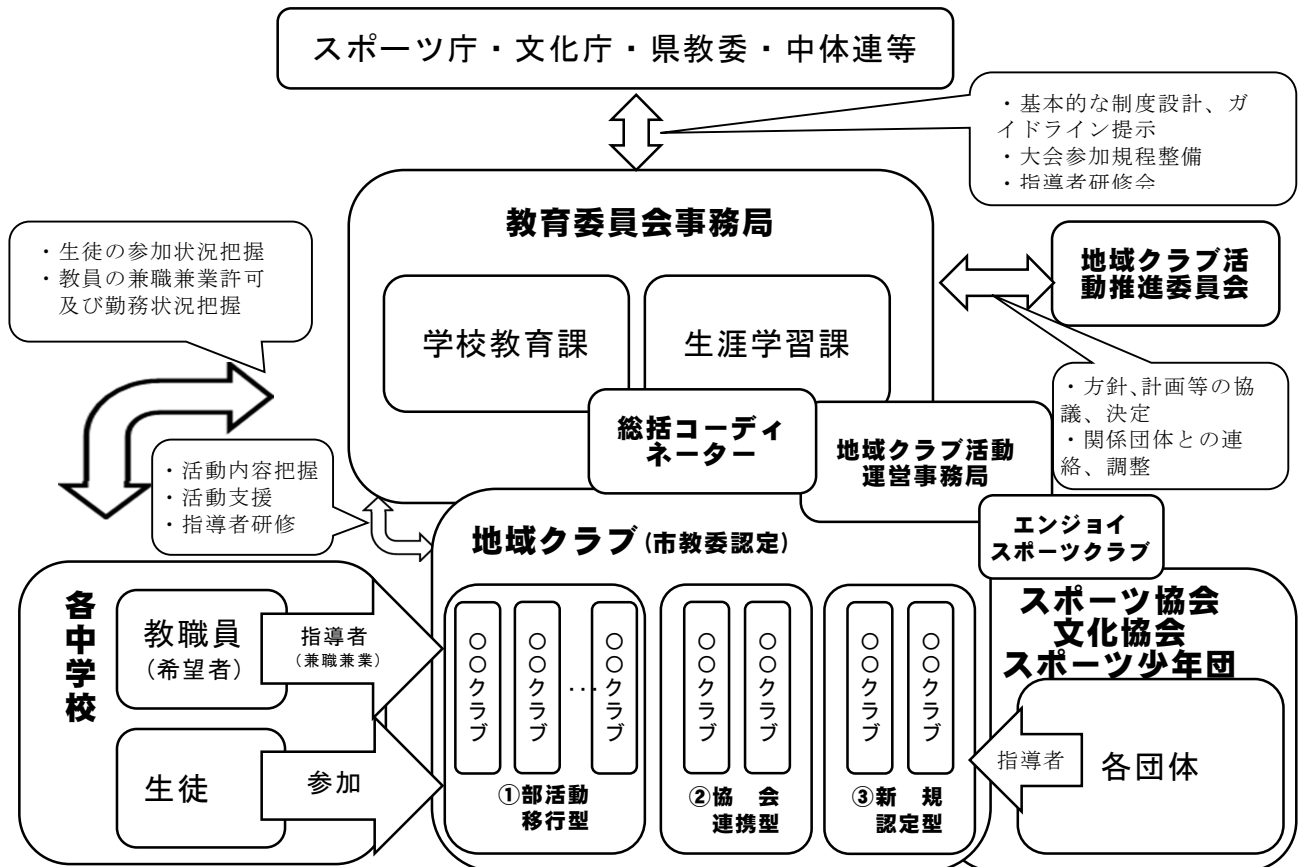
【市からの主な支援内容】

- ・ 市有施設の使用料減免
- ・ 小学生向けの中学校入学説明会等でパンフレットに記載し紹介
- ・ 市のホームページや広報誌等で紹介

※ 経費や物品の支援については今後検討を行います。

なお、①、②、③のいずれも、別に定める地域クラブ活動の要件を満たした場合に、魚沼市教育委員会が地域クラブとして認定し、支援を行う。

(6) 推進体制



2 地域移行の経過及びタイムスケジュール

年	学校	関係団体	市教委	国、県、中体連他
元年	部活動指導員配置・5人 ↓		市部活動検討委員会① ↓	
2年	10人 ↓		②、③ ↓	【県】 部活動改革検討委員会
3年	14人 ↓		④、⑤、⑥ ↓	
4年	16人 ↓	地域移行推進計画策定 ↓ スポ協、スポ少、文協 加盟団体向け説明会	⑦、⑧、⑨ ↓	【国】 ガイドライン 【県】 地域クラブ活動 手引き
5年	28人 魚沼 JBC 発足 ↓ 地域クラブ化に 対応して縮小	↓ R6 地域クラブ活動パンフレット配付 ↓ 地域移行推進計画改訂	↓ 総括コーディネーター配置 市地域クラブ活動推進委員会①、② ↓ 広報紙①、②、③、④、⑤発行 ↓ 文協加盟団体アンケート ↓ ⑥、⑦、⑧発行	【県】 部活動改革担当 副参事配置 【中体連】 クラブチーム大会参加可に
6年	↓ 学校設置部活動の平日休日地域移行開始 ↓ 体協、スポ少、文協加盟団体の地域クラブ化準備（希望団体） ↓ 新規団体の地域クラブ化準備（申請による） ↓ R7 地域クラブ活動パンフレット配付		↓ ③、④、⑤ ↓	
7年	↓ 地域クラブ化が完了していない学校部活動の調整 ↓ 体協、スポ少、文協加盟団体の地域クラブスタート ↓ 新規団体の地域クラブスタート		↓ ⑥、⑦、⑧ ↓	
8年	↓ 学校部活動の地域移行完了 ↓ 地域クラブ活動運営事務局の設置		↓ ⑧	

3 地域クラブの要件

地域クラブの基本的な要件は以下のとおりとする。

(1) 以下の運営スタッフを有すること

- ① 代表：クラブを統括し、クラブに関する責任を負う。
- ② 指導員：直接クラブ員への指導を行い、大会、コンクール等の際はクラブ員を引率する。下記ア、イを合わせて2名以上在籍し、活動には1名以上参加する。

ア 地域指導者

イ 兼職兼業の許可を受けた教員

※ スポーツ種目によっては、日本スポーツ協会の指導者の指導者資格が必要か将来必要になる場合がある。

- ③ 指導補助員：指導者の補助、安全管理、緊急時の対応等を行う。下記ア、イ、ウを合わせて2名以上在籍し、活動には1名以上参加する。

ア 地域指導者

イ 兼職兼業の許可を受けた教員

ウ 保護者等

- ④ コーディネーター：指導者、指導補助員と協力して活動計画、クラブ体制等を調整するとともに、クラブ会計を掌握し地域クラブ活動運営事務局（当面は市教育委員会、以下同じ）との連絡業務を行う。

※ 上記①～④は兼任してもよいが、活動時には指導者及び指導補助員は、各1名以上参加するものとする。

(2) 社会通念上適正なクラブ規約があり、以下の内容を記載してあること

- ① 目的
- ② 入退会手続き
- ③ 会費
- ④ 加入する傷害保険
- ⑤ クラブ組織、体制
- ⑥ 総会（保護者会）

(3) 地域クラブ運営事務局が行う研修に参加し、研修内容を運営スタッフ内で共有すること

(4) 市の支援に伴って必要となるやり取りを地域クラブ運営事務局との間で円滑に行うこと

4 地域クラブ活動における市有施設の使用について

地域クラブ活動で以下に示す市有施設を定められた手続きに沿って利用する場合、使用料は全額減免とする。

減免対象施設一覧

(1) 体育施設

No	施設名	所在地等
1	堀之内体育館	堀之内 1 3 0
2	小出郷総合体育館	井口新田 2 6 7
3	小出第 2 体育館	小出島 1 2 0 9 - 3 5
4	小出第 3 体育館	干溝 1 4 4 1 - 3
5	大沢ふれあい体育館	大沢 2 2 2 - 1
6	広神体育センター	今泉 1 5 2 3 - 1
7	須原第 1 体育館	須原 4 4 0 7 - 1
8	須原第 2 体育館	須原 5 2 0
9	福山体育館	福山新田 7 5 6
10	入広瀬体育館	穴沢 2 7 1 - 1
11	入広瀬スポーツセンター	大栃山 4 7 - 2
12	青島野球場	青島 9 2 9 - 5
13	薬師運動広場	七日市 1 0 5 0 - 1
14	井口運動広場	井口新田 1 9 4
15	広神野球場	山口 1 9 8
16	下条テニスコート	山口 1 9 8
17	守門サンスポーツランド	西名新田 6 8 5 - 1
18	小出北部プール	小出島 8 9 2 - 6
19	下条プール	山口 2 0
20	上条体育館・上条運動広場	西名 5 4 1 (旧上条小学校)
21	東湯之谷体育館・運動広場	下折立 3 3 - 1 (旧東湯之谷小学校)
22	穴沢体育館・穴沢運動広場	穴沢 2 7 1 - 1 (旧入広瀬小学校)
23	トレーニングセンター「ヤッコム」	七日市新田 6 4 1 - 1

(2) 学校

No	施設名	所在地等
1	堀之内小学校体育館・グラウンド	堀之内430-3
2	宇賀地小学校体育館・グラウンド	下島910-1
3	小出小学校体育館・グラウンド	佐梨1060
4	伊米ヶ崎小学校体育館・グラウンド	虫野38
5	湯之谷小学校体育館・グラウンド	七日市新田47
6	広神東小学校体育館・グラウンド	中家新田77-1
7	広神西小学校体育館・グラウンド	親柄107-1
8	須原小学校体育館・グラウンド	須原980
9	堀之内中学校体育館・グラウンド	堀之内208
10	小出中学校体育館・グラウンド	古新田225-2
11	小出中学校武道場	古新田225-2
12	湯之谷中学校武道場・グラウンド	七日市32
13	広神中学校体育館・グラウンド	田尻320-1
14	魚沼北中学校体育館・グラウンド	須原1423

(3) 公民館等

No	施設名	所在地等
1	堀之内公民館	堀之内130
2	小出公民館	小出島130-1
3	小出北部公民館	小出島900-5
4	伊米ヶ崎公民館	虫野59
5	湯の里ふれあいセンター	大沢245-1
6	湯之谷世代間交流施設	七日市32
7	広神コミュニティセンター	今泉1507-1
8	守門会館	須原520
9	入広瀬会館	穴沢215-1
10	小出ボランティアセンター (社会福祉協議会管理)	小出島1240-2 ※減免は原則3分の2、詳細は施設に確認

5 研修

地域クラブ活動運営事務局は、以下に示す内容の研修を地域クラブ活動に携わる関係者に対して行う。各地域クラブは、各研修会に必ず出席するとともに、クラブ内で研修内容を共有する。

【研修内容】

(1) 地域クラブ活動での指導に関すること

※ 地域クラブの活動内容に関する技術、知識、資格等については、市教育委員会は地域クラブの認定や運営に必要な内容の確認は行うが、研修は各地域クラブが必要性を判断の上、

- ① 体罰の防止
- ② 各種ハラスメントの防止
- ③ 指導方針、活動計画、活動内容等の決定と地域クラブ内での共有

(2) 地域クラブ活動の運営に関すること

- ① 会計
- ② 個人情報管理

(3) 生徒に関すること

- ① 中学生の心と体の理解
- ② いじめの未然防止、早期把握・対応
- ③ 問題行動への対応

(4) 施設の安全管理

(5) 生徒の急病やけがへの対応

(6) 緊急時の対応

- ① 地震、火災、風水害等
- ② 不審者

6 その他

本計画は、魚沼市地域クラブ活動推進委員会における協議のもと、関係部署や関連団体が連携して実現に努めるとともに、国や県の動向を注視し、見直しを行うものとする。

R 4 . 1 0 令和4年度版策定

R 5 . 1 1 令和5年度版策定